

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

宮本務第1429号
平成7年9月22日
宮城県警察本部長

行政手続条例の施行について（通達）

「行政手続条例」（平成7年宮城県条例第30号。以下「条例」という。）が平成7年10月1日から施行されることとなったが、条例の要点、条例の施行に伴う留意事項等は次のとおりであるから、遺漏のないようにされたい。

記

1 条例の要点等

条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第38条の趣旨にのっとり、法で適用除外となっている処分、行政指導及び届出に関する手続を定めることなどを目的として制定されたものであり、主な要点は次のとおりである。

- (1) 条例及び規則（規程を含む。以下同じ。）に根拠を有する申請について、審査基準とともに、申請の処理に通常要する標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めて、これを公にしておかなければならないとされたほか、申請が到達したときは、遅滞なく審査を開始して、速やかに応答することとされた。また、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、その理由を示すこととされた。
- (2) 条例及び規則に根拠を有する不利益処分の判断基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めることとされたほか、許認可の取消し等の不利益処分等をしようとする場合は、聴聞又は弁明の機会を付与することとされた。
- (3) 行政指導に携わる者は、相手方に対して、その趣旨、内容及び責任者を明確に示すとともに、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から指導に関する書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないとされた。

2 留意事項

(1) 条例の適用除外関係

公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場における処分及び行政指導に関して法の適用除外とされていたのは、警察官及び交通巡視員によるもののみであったが、条例では警察職員による処分及び行政指導とされた。

(2) 申請に対する処分関係

条例及び規則に根拠を有する申請についての審査基準及び標準処理期間の取扱い、窓口における対応等に当たっては、法と同様に適切な対応を行うこと。

(3) 行政指導関係

地方公共団体の行う行政指導は法の適用除外とされていたが、条例の施行により、その適用を受けることとなるので、警察署等における窓口での対応等に当たっては、条例の趣旨を理解し、適正に対応すること。

3 連絡調整等

条例の施行に伴い、条例又は公安委員会規則に基づく申請に関する審査基準が追加さ

れるほか、行政指導に関する規程の適用を受けることから、法律、条例、公安委員会規則等を担当する県本部の関係所属及び警察署にあつては、それぞれ必要な調整を図るほか、担当職員に対して確実に指導教養するなど、対応に遺漏のないようにされたい。

なお、条例の解釈、運用等で疑義が生じた場合は、警務部警務課（企画係）に照会されたい。